

# 那賀川及び桑野川における長期放置船舶に係る簡易代執行について

## 1. 概要

国土交通省那賀川河川事務所では、平成23年4月22日付けで那賀川及び桑野川に長期放置されている所有者情報不明の船舶11隻に対して河川法第75条第1項の規定に基づき、是正の公告を行いました。

是正されていない船舶に対して河川法第75条第3項の規定に基づく簡易代執行を平成23年5月26日から実施します。

## 2. 詳細内容

- 所有者情報不明の船舶は、緊急時の措置やトラブルの是正等の指示をすることが出来ないなど、河川管理上の支障が大きいため、所有者情報不明の船舶について簡易代執行の手続きを取るものです。

- \* 出水による船舶の流出により河川管理施設への影響
- \* 船舶からの燃料漏れによる水質事故
- \* 長期の放置による他の河川利用者への影響

- 公示は、平成23年4月22日（那賀川河川事務所、阿南市役所）に掲示し、現地においても看板を設置しています。

- 船舶の所有者による自主的な撤去のために猶予期間として30日程度を確保し、是正期間を平成23年5月25日と設定していましたが、期限までに撤去されなかったため、当方で撤去し那賀川右岸（辰己地先）0k600M付近に6ヶ月間保管します。

所有者が引き取りに来ない場合、河川法第75条第10項の規定により、所有権は国土交通大臣に帰属することとなります。

- 所有者が現れた場合は河川法第75条第9項の規定により、除却・保管その他に要した費用については、所有者等の負担となります。

## 3. 添付資料 公告文の写し

平成 23 年 5 月 18 日  
国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所

問 合 せ 先  
国土交通省四国地方整備局 TEL 0884-22-6461

那賀川河川事務所 副所長 湯佐 昭二（内線205）  
〃 管理課長 松本 司（内線331）

# 公 告

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第3項に基づき、次のとおり公告する。

下記の行為は、河川法第24条の規定に違反しているので、当該船舶の所有者、その他当該船舶について権原を有する者(以下「所有者」という。)に対し、同法第75条第1項の規定に基づき、下記期限までに河川区域外へ除却するよう命ずる。

なお、下記期限までに河川区域外へ除去しない時は、河川法第75条第3項の規定に基づき、河川管理者又はその命じた者、若しくは委任した者において除却し、これに要した費用については同法第75条第9項の規定に基づき所有者等の負担とする。

(行政不服審査法第57条による教示)

この処分を受けた者は、この処分に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法の規定による審査請求をすることができる。

(行政事件訴訟法第46条による教示)

処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6箇月以内に、国を被告として、起訴しなければならない。(なお、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても処分の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。)ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に提起しなければならない。(なお、当該裁決のあったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。)

## 記

- ・河川名 一級河川那賀川水系那賀川及び桑野川
- ・行為の内容 河川区域内の土地における船舶の放置
- ・対象船舶 別表のとおり(那賀川河川事務所及び市役所の掲示板に掲示)
- ・除却期限 平成23年 5月 25日
- ・本件に関する問い合わせ先  
〒774-0011  
阿南市領家町室ノ内390  
国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所 管理課  
TEL 0884-22-6461(代)

国四整那管第 14 号  
平成23年 4月 22日

河川管理者 国土交通省 四国地方整備局長



# 簡易代執行(現地開始宣言箇所)

記者発表参考資料

撤去作業期間5月26日～5月31日(撤去状況により期間が短縮されます)

